

## 厚木市総合計画審議会と厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議の 統合について

### 1 趣旨

第 11 次総合計画の策定に合わせて、総合計画とまち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）を一体化することに伴い、両計画に設置している附属機関である「厚木市総合計画審議会」及び「厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議」を統合するものです。

### 2 附属機関の設置に関する条例の一部改正

#### (1) 附属機関の設置目的等について

第 11 次総合計画においては、重点プロジェクトを位置付けることとして策定を進めています。その重点プロジェクトを本市の総合戦略として位置付けることから、総合戦略は総合計画の一部となります。

そのため、附属機関の「名称」については、総合計画審議会を継承することとし、「設置目的」は従前の総合計画審議会を基本に文言整理を行うものとします。

また、「委員の数」については、総合計画審議会の選出区分に、まち・ひと・しごと創生総合戦略会議における「産官学金労言士」の多様な主体の参画を引き継ぐものとし、幅広く各界からの意見を求めることができる委員数とします。

#### (2) 議案の提出時期について

第 11 次総合計画長期ビジョンは、自治基本条例第 16 条第 1 項の規定にされる基本構想として策定するものであり、同条第 2 項で「議会の議決を得なければならない」と規定されているため、令和 7 年 12 月定例会議に議案を提出することで進めています。

今回、総合計画と総合戦略の一体化を含めた第 11 次総合計画の策定について、議案を提出することから、附属機関の設置に関する条例の一部改正についても同定例会議に提出し、審議いただくこととします。

### 3 第 11 次総合計画の進行管理について

総合計画及び総合戦略では、計画の進捗を測るため、総合計画では施策評価を、総合戦略では効果検証を毎年度行い、進行管理を行っています。

第 11 次総合計画においても、計画に位置付ける各施策の進捗について、毎年度、評価・検証を行うこととしています。

第 11 次総合計画では総合計画と総合戦略を一体化しますが、進行管理については、施策全体の評価に併せて、重点プロジェクト（総合戦略）の効果検証を行うこととし、総合計画審議会から意見をいただきながら、進行管理を行います。

《参考》附属機関の設置に関する条例 別表（第2条関係）

附属機関の属する執行機関	附属機関	設置目的	委員の数
市長	厚木市総合計画審議会	総合計画の <b>策定</b> について、市長の諮問に応じて調査及び審議し、その結果を報告し、又はその意見を建議すること。	15人以内
	厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議	地方創生の推進について、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又はその意見を建議すること。	16人以内



附属機関の属する執行機関	附属機関	設置目的	委員の数
市長	厚木市総合計画審議会	総合計画の <b>推進</b> について、市長の諮問に応じて調査及び審議し、その結果を報告し、又はその意見を建議すること。	15人以内
	厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議	<b>削除</b>	